

# ちゅらクック割引

〔電化厨房住宅割引〕

( 選 択 約 款 )

平成 21 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

## 目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適用範囲	1
4	料 金	1
5	そ の 他	2
	附 則	4
	別 表	5

## 1 目 的

この選択約款は、電力需要の少ない時間帯での使用が多い厨房需要を電化していただくことによって、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

## 3 適 用 範 囲

供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

## 4 料 金

各月の料金は、従量電灯または時間帯別電灯によって算定された早収料金の場合の金額から(1)によって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。ただし、従量電灯または時間帯別電灯によって算定された早収料金の場合の金額から(1)によって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が、従量電灯の場合で供給約款17（従量電灯）(4)に定める最低料金を下回るときには供給約款17（従量電灯）(4)に定める最低料金を、時間帯別電灯の場合で時間帯別電灯6（料金）(1)ホの最低月額料金を下回るときには時間帯別電灯6（料金）(1)ホの最低月額料金を、それぞれ早収料金といたします。

(1) ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額）

ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(3)に定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、(3)に定めるちゅらクック割引上限額といたします。

$$\text{ちゅらクック割引額} = \text{(2)の割引対象額} \times 3 \text{パーセント}$$

(2) 割引対象額

割引対象額は、次のとおりといたします。

イ 従量電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その1月の使用電力量に供給約款 17（従量電灯）(4)によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

ロ 時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、時間帯別電灯 5（時間帯区分）に定める昼間時間および夜間時間のその1月の使用電力量に時間帯別電灯 6（料金）(1)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

(3) ちゅらクック割引上限額

1 契約につき	525円00銭
---------	---------

## 5 そ の 他

- (1) ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (2) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。
- (3) お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、供給約款44（違約金）に準じて算定するものといたします。

- (5) 当社は、供給約款32（日割計算）に準じて日割計算を行ない、早収料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、別表（ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (6) 供給約款31（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。
- (7) その他の事項については、供給約款の従量電灯または時間帯別電灯にかかわる規定を準用するものといたします。

## 附 則

### 実 施 期 日

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。

## 別 表

### ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式

- 1 ちゅらクック割引上限額を日割りする場合

$$\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- 2 供給約款 31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、1の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。